

地区所有を町有に調整を 建て替え時に町有化する



やまもと まきお
山本 牧夫 議員

問 平成18年3月に黒潮町が誕生した。この時点で各地区が所有する集会所については、大方地域はほとんどが町の所有であり、佐賀地域は各地区の所有となっており、取扱いが異なっていた。

旧両町の合併協議会において決定された「区・自治会の歴史的背景財産等の実情を考慮し、両町の現体制を合併後も当面継続し、新町において順次調整を図ることとする」となっているが、合併から18年を経て、どのような方針としたか。
また、建て替え時の負担金1割を含め、町有化を希望する地区については、速やかに実施すべきではないか。

答 河村地域住民課長

町内の集会所の所有形態が旧両町で異なっていたので、合併後は調整を図り、建て替えに併せ、所有地区の意向も確認した上で、集会所を町有化していく方針で取り扱っ

ている。
現在までに、佐賀地域の集会所建て替えを3地区行い、本年度は1地区を計画している。
今後建て替えを希望する地区と協議し、集落整備事業規定に基づき、設計管理費や取り壊し、建て替え費用の1／2割負担内で実施できるように進めていく。



令和3年度で建て替え、町有化された佐賀橋川集会所
(写真は共に令和6年6月17日撮影)



令和5年度繰越事案で、令和6年度建て替え予定の黒川の川集会所